

請求の年月日 2012年7月25日
(被告となるべき者の名称及び住所)

〒113-0021

東京都文京区本駒込三丁目20番3号
株式会社講談社フェーマススクールズ
代表取締役社長 阿部 敬悦 殿

(適格消費者団体の名称等の表示)

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先(事務局)】担当：西島

〒540-0033 大阪市中央区石町
一丁目1番1号天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729

FAX06-6945-0730

メールアドレス

info@kc-s.or.jp

申入書兼消費者契約法41条1項に基づ く事前請求書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関

西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定され、2010年8月22日に認定を更新されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

既に、2010年4月27日付申入書にて申し入れておりますとおり、当団体において、貴社の美術通信教育講座の受講契約書を検討したところ、契約条項等について消費者契約法その他の法律に反し不当と思われる点があると判断しました。当団体の同申入れに対する、同年6月24日付貴社回答書の内容を含め、貴社に対する裁判上の請求の是非について検討してきましたが、貴社に対し、裁判上の差止請求権を行使するとの結論に達しました。

したがって、当団体の判断に基づいて、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本申入書兼事前請求書を送付いたします。したがって、本書が到達したときから1週間を経過した後は、当団体は、貴社に対して消費者契約法所定の差止

請求訴訟を提起することが可能になりますのでご注意ください。

ただし、貴社より学則書を受領した2010年6月24日以降、下記「契約条項目録」に記載されている条項を改廃された場合は、当団体にて対応を再度検討いたしますので、ご連絡ください。

(訴えを提起する予定の裁判所)

大阪地方裁判所

(紛争の要旨及び紛争の要点)

第一 請求の要旨

1 被告(貴社。以下同じ。)は、訪問販売に関し、購入者若しくは役務の提供を受ける者との間で、美術通信教育講座の受講契約を締結するに際し、中途退学時に消費者が負担する金銭(中途退学時清算金)について、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする意思表示を行ってはない。(特定商取引に関する法律58条の4第2項2号)

2 被告は、消費者との間で、美術通信教育講座の受講契約を締結するに際し、中途退学時に消費者が負担する金銭(中途退学時清算金)について、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする意思表示

を行ってはならない。（消費者契約法 9 条）

- 3 被告は、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む契約書の用紙を廃棄せよ。

第二 紛争の要点

第 1 当事者

- 1 原告（当団体。以下同じ。）

原告は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを主要な活動内容として、関西地域の 7 府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、平成 17 年 12 月 3 日に結成された特定非営利活動法人である原告は、同 19 年 8 月 23 日に、内閣総理大臣より消費者契約法（以下単に「法」という。）13 条に基づく適格消費者団体の認定を受け、同 22 年 8 月 22 日に認定を更新された。

- 2 被告

被告は、通信教育を業とする会社である。

第 2 契 約 条 項

1 被告が消費者と美術通信講座を締結するにあたって使用する契約書（以下、「本件契約書」という。）には、別紙契約条項記載の各条項（以下、「本件条項」という。）の記載がある。

なお、本件契約書は、原告が、平成 22 年 4 月 27 日付申入れをし、平成 22 年 6 月 24 日、回答とともに被告から送付されたものである。

2 原告の被告に対する問い合わせ

原告は、被告に対し、2009 年（平成 21 年）10 月 2 日付「お問い合わせ」と題する書面で、次の内容を含む質問をし、平成 21 年 10 月 16 日までに回答をするように求め、平成 21 年 10 月 21 日に回答を受領した。また同年 11 月 26 日付「再お問い合わせ」と題する書面で、次の内容を含む質問をし、同年 12 月 18 日までに回答をするように求め、同年 12 月 17 日に回答を受領した。

3 原告の被告に対する申入れ

原告は、被告に対し、2010 年（平成 22 年）4 月 27 日付「申入書」と題する書面で、被告が使用する本件契

約書から本件条項を変更することを求める旨を申し入れ、平成22年5月26日までに回答するように求め、平成22年6月24日に回答を受領した。

4 原告の被告に対する事前請求書の送付

原告は、被告に対し、本書により、申入れ及び請求をし、同請求書は被告に到達した。

第3 被告が本件条項を含む消費者契約締結を現に行い又は行うおそれ

被告は、平成22年6月24日時点で、本件条項を含む契約書を使用していたのであり、また、同条項が無効であることを認めていないのであるから、少なくとも本件条項を含む消費者契約を行うおそれがある。

第4 本件各条項の特定商取引法及び消費者契約法該当性について

- 1 被告の営む美術通信教育講座の受講契約は、以下の理由から、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）に定められた「訪問販売」（特商法2条

1 項) に 該 当 す る 。

被告は、自社のホームページや雑誌、チラシ広告等に、被告が主催するイラスト・コンテスト等の開催を掲載して、広く一般消費者からイラスト作品の応募を募っている。

そして、被告は、応募して作品を提出した消費者に対し、作品の審査の結果とともに「作品講評会のご案内」と題する文書を送付するとともに、電話を架け、「コンテストには落選したが、あなたには絵の才能がある。」「無料であなたが応募した作品の講評を行うので来ませんか」などと告げ、被告の指定する会場に消費者を呼び出し、呼び出された消費者に対して被告が運営する美術通信教育講座の受講契約（添削指導役務付教材販売契約。以下「本件受講契約」という。）の勧誘をする、という営業形態をとっている。

このような営業形態は「販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、（中略）その他政令で定める方法（原告注：郵便または電話等）により誘引したものの（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申し込みを受け、若しくは特

定顧客と売買契約を締結して行う商品（中略）の販売」（所謂「アポイントメントセールス」）であり，訪問販売（特商法２条１項）に該当する。

なお，この点について被告は，前記広告を掲載する雑誌媒体及び前記「作品講評会のご案内」文書に，勧誘目的を記載しており，かつ応募者へ架電した際に勧誘目的を告げている旨を主張する（平成２２年６月２４日付「回答書」第１の３（２）・６頁，平成２２年１０月５日付「回答書」３頁第７項）。

しかし，被告から講評会の案内を受けた顧客において，被告の主張に反して，「営業社員が応募者に対して勧誘目的を告げた」という実態はない。

また，雑誌媒体等への記載については，そのような記載がなされている場合であっても，それらの記載はいずれも「消費者の目に留まらないような小さい文字で」書かれているに過ぎず，実質的に本件受講契約の勧誘を行う意図が示されているとはいえない。

よって，被告が，消費者に対し，本件受講契約について勧誘する意図を告げていたことにはならない（平成２１年８

月 6 日付経産省通達参照)。

したがって、被告の営む美術通信教育講座の受講契約は、特商法の定める「訪問販売」(特商法 2 条 1 項)に該当するものである。

2 特商法 10 条 1 項各号違反

(1) 被告における解約清算金(退学清算金)の定め

被告は、本件受講において、消費者が中途退学を希望した場合の解約清算金(中途退学時清算金)について別紙契約目録記載の各条項のとおり(以下「本件各条項」という)に定めている。

(2) 本件各条項に基づき、被告における解約清算金を計算した結果は次のようになる(以下は、例として「クリエイティブ・アート・コース[特別専科]」の受講料に基づいて算定している。)

① 契約直後～6カ月の間に解約した場合

解約清算金 528,150 円

(解約清算金が受講料全体に占める割合は 50.4%)

② 6カ月を超え～12カ月の間に解約した場合

解約清算金 632,100 円

(解 約 清 算 金 が 受 講 料 全 体 に 占 め る
割 合 は 6 0 . 3 %)

③ 1 2 カ 月 を 超 え ～ 1 8 カ 月 の 間 に 解
約 し た 場 合

解 約 清 算 金 7 3 6 , 0 5 0 円

(解 約 清 算 金 が 受 講 料 全 体 に 占 め る
割 合 は 7 0 . 2 %)

④ 1 8 カ 月 を 超 え ～ 2 4 カ 月 の 間 に 解
約 し た 場 合

解 約 清 算 金 8 4 0 , 0 0 0 円

(解 約 清 算 金 が 受 講 料 全 体 に 占 め る
割 合 は 8 0 . 2 %)

⑤ 2 4 カ 月 を 超 え ～ 3 0 カ 月 の 間 に 解
約 し た 場 合

解 約 清 算 金 9 4 3 , 9 5 0 円

(解 約 清 算 金 が 受 講 料 全 体 に 占 め る
割 合 は 9 0 . 1 %)

⑥ 3 0 カ 月 を 超 え て 解 約 し た 場 合

解 約 清 算 金 1 , 0 4 7 , 9 0 0 円

(解 約 清 算 金 が 受 講 料 全 体 に 占 め る
割 合 は 1 0 0 %)

(3) 本 件 各 条 項 は , 次 に 述 べ る と お り ,
教 科 書 等 の 商 品 の 返 還 の 有 無 及 び 役 務
提 供 開 始 の 前 後 や 提 供 さ れ た 役 務 の 対
価 等 を 反 映 し た も の で な い 。

ア 特 商 法 1 0 条 1 項 4 号 に よ れ ば ,

「当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合」には、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」に「これに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額」を請求できない、とされる。

この「『契約の締結のために通常要する費用』としては、書面作成費、印紙税等、『契約の履行のために通常要する費用』としては、代金の取立ての費用、催告費用等があるが、このために現実に要した費用ではなく、業界の平均費用が標準となり、当該契約のみに特別に費用をかけた場合でも、それをそのまま請求することはできない。」とされる（平成21年8月6日付経産省通達参照）。

しかるに、本件各条項（前記（2）①）によると、仮に、受講生が本件受講契約を締結した翌日（少なくとも「当該役務の提供の開始前」に該当する）に解約した場合であっても、被告は、契約金額全体の50.4%に相当する金528,150円を解約清算金として受講生から徴取することになっており、

明らかに「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」を超える金銭の支払いを求めるものである。

イ また、特商法10条1項3号によれば、「当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合」は、「提供された当該役務の対価に相当する額」に「これに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額」を請求できないとされる。

しかし、本件各条項（前記（2）⑥）によると、仮に、受講生が、本件受講契約を締結した後30カ月を経過してから解約した場合には、受講期間が6カ月間残存している（すなわち、被告は全契約期間36か月のうち30か月の期間しか役務しか提供していない）にもかかわらず、被告は、受講料の全額を解約清算金として徴取することになっており、実質的に、被告が受講生に対して「提供された当該役務の対価に相当する額」を超える金銭の支払いを求めるものであることは明らかである。

ウ したがって、本件各条項は、実質的に、被告が、受講生に対して、特商

法第10条1項各号の定める制限を超えた金銭を請求しうる体裁となっており，これら特商法の各条項に違反するものである。

(4) よって，特商法58条の4第2項2号に基づき，解約清算金を定める前記学則書第21条及び同取扱規定第9条乃至第12条について，これら各条項を内容とする意思表示の停止命令が認められるべきである。

3 消費者契約法第9条1号に基づき一部無効となる本件各条項に基づく意思表示の禁止

(1) 被告は，学則書第21条，学則取扱規程第9条において，中途退学願を出した者，退学決定となった者の中途退学時学費清算金は，入学金，教科書代，DVD添削，課題添削期間整理券代，設備費，在籍授業料ならびにオートローン利息（分割払手数料）または分割払事務取扱費の合計額から，中途退学時まで支払われた受講料の合計額を差し引いて算出する，教科書，教材による減免は一切行わない旨規定している。

また，被告は，学則取扱規程第10条

において，中途退学時までの課題添削期間整理券代，設備費及び在籍受講料は，課題提出の有無にかかわらず受講生証発行日から退学願を受理された日（または退学決定日）までの在籍期間について，6ヶ月ごとを1期（6ヶ月未満の期間および各期を越える6ヶ月に満たない期間はこれを1期として計算します）とし，1期について103,950円を乗じて計算する旨，同学則規定第11条において，受講料の納入方法として，ローン払いを選択した者の中途退学時までのアートローン利息額（分割手数料）は，取扱規程第3条によってアートローン契約を締結した金融機関の計算による旨，同規程12条においては，受講料の納入方法として，分割払を選択した者の分割払事務取扱費は，取扱規程第6条によって計算された金額に，同規程第6条によって取決めた分割払い期間月数分の受講生証発行日から中途退学時までの月数（但し，1ヶ月に満たない端数はこれを1ヶ月とする）を乗じた金額とする旨規定する。

(2) 以上を前提に退学清算金を算出す

ると被告における解約清算金の計算結果は前項（２）に記載したとおりである。

（３）本件美術通信教育講座は，消費者と事業者との間で締結される契約であるから，消費者契約である。そして，消費者契約法第９条１号は，消費者契約解除に伴い消費者が支払う損害賠償額の予定について，当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについては無効とする旨規定している。

本件美術通信教育講座において，
ア 消費者は，

- ① 入学金の名目で９万７６５０円（税込み，以下同じ），
- ② 教科書代（教科書全７巻，専科課題集全５巻，直接指導講習テキスト）の名目で４１万０５５０円，
- ③ 教材代（特選画材セット，K F SアートナビDVDボックス（全６巻），学習ハンドブック，画材ハンドブック，美術用語ハンドブック，紙のハンドブック）の名目で１０万１８５０円，

④ D V D 添削・課題添削期間整理券
代の名目で 1 3 万 8 6 0 0 円 (2 万
3 1 0 0 円 × 6 期) ,

⑤ 設備費 (添削室・ビデオスタジオ
オ・G A L L E R Y フェーマス・学
習相談室・移動教室) の名目で 1 3
万 8 6 0 0 円 (2 万 3 1 0 0 円 × 6
期) ,

⑥ 在籍授業料 (学習指導およびその
他のスクールサービスを受講する
ための在籍期間の費用) の名目で 1
1 万 7 6 0 0 円 × 6 期 の名目で 7 0
万 5 6 0 0 円 , すなわち受講料合計
金 1 5 9 万 2 8 5 0 円の支払義務
を負う。

イ これに対し, 被告は, 受講契約
を締結した者に対し,

a テキスト等を添削指導,

b 自由作品講評 (年に一定回数課題
以外の自由作品を自由作品講評整
理券と共に提出して受けることが
出来る D V D 等による講師の講評) ,

c インストラクター直接指導講習
(在籍中 1 回 2 日間の程度で 3 回
受けることが出来る講師からの直
接指導, 但しクリエイティブ・アー

- ト総合コースのみ) ,
- d 学習相談 (電話 , ファクシミリ , 電子メール , 郵便 , 又は来校による講師又はスタッフに対する相談) ,
- e スクーリング (18 か月の間の全国70箇所以上の場所で開かれる講師による対面の講義と実技指導) ,
- f サマースクール (夏期に実費を負担して受ける宿泊を伴った講義と指導) ,
- g 卒業制作指導及び作品展 (専科課程の最終課題提出後に制作する作品についての指導 但し , 制作指導についてはクリエイティブ・アート総合コースのみ) ,
- h アートツアー (海外において実費を負担して美術館訪問 , スケッチ等を行う旅行) ,
- i フェーマスアートフェスタ (春期に開催される参加者全員の作品を展示するイベント) ,
- j 会員誌「フェーマス」発行 (アーティストの特集 , 展覧会 , 技法の紹介 , コンテストの案内 , その他スクール等についての情報を掲載した月刊誌) ,

k KFS—NET（コンテスト，スクリーニング，課題制作の助言等を掲載したパンフレットKメンバー専用のホームページ），

l KFSモバイルnews配信サービス（コンテスト，スクリーニングなど制作，学習に関する情報を週刊で携帯電話宛に発送するサービス），

m 施設利用（学習相談室，ギャラリー等の利用）といったサービスを提供する義務を負う。

ウ そして，消費者は，受講を継続することが出来なくなった事由を記載した中途退学願（中途退学時の学費過不足明細申請書）を提出し，本件美術通信教育講座を中途退学することができる（学則書21条）。被告は，前述の通り学則書取扱規程の9条から12条の定めるところにより，中途退学時学費（過不足金）清算処理を行うものとされる。

すなわち上記ア①乃至③は中途退学した場合，一切返金されることはなく，ア④乃至⑥は6ヶ月を1期とした期割り計算された額が返金され

ることになる。

エ 被告の上記解約金計算方法は、消費者契約法第9条1項に反し、一部無効であることを以下具体的に述べる。

i 一切返金されないものについて

① 入学金

入学金は、その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、学生が当該学校に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、当該学校が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されているものというべきである。

しかし、消費者が被告に納付する「入学金」は上述のような「入学金」とは異なる。消費者が受講を希望すれば何時でも被告と受講契約を締結することが可能であり、原則、通信講座である以上、被告が個々の受講希望者を受け入れるため、別途個別の設備を準備することもない。

よって、被告が消費者より徴収する「入学金」は、いわゆる大学における「入学金」の内実はなく、いったん納入された以上、入学金を一切返金しないとする被告の規定は、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。

② 教科書代

契約の時点で、被告は受講期間3年間に使用する全ての教科書を消費者に購入するよう求める。これは社団法人日本訪問販売協会が、特商法9条の2に関し作成した「過量」の基準、「原則1人が使用する量として1年間に1学年分」を大幅に超える販売量である。

被告が上記基準に従い、適正な量である1年間に使用する教科書のみを消費者に販売していたのであれば、3年目に解約した消費者以外は、教科書代全額を解約に伴い負担するといった損害を被ることはなかった。被告による不当な過量販売に伴う危険を消費者に負担させるべきでない。

よって、いったん納入された以上、教科書代を一切返金しないとする被告の規定は、当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。

③ 教材代

契約時に受講期間3年間に使用する全ての教材を消費者に購入することを求める被告の販売方法が過量販売に該当することは前述の教科書と同様である。

よって、いったん納入された以上、教材代を一切返金しないとする被告の規定は、当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。

ii 期割りで返金されるものについて

④ DVD添削・課題添削期間整理券代

添削は、被告より添削担当者に分担を依頼し、その対価を依頼作品数に応じ、被告より添削担当者に支払いを実施し、消費者たる受講生にあわせて添削人員を調達しているものではないと考えられる。

とすれば，消費者が中途退学をし，以後，添削をする必要性が消滅することによって，被告が添削担当者に対し，対価を支払う必要性も消滅する。

したがって，DVD添削・課題添削期間整理券代に関しては，中途退学者の未受講分については全額返金すべきで，受講履歴を考慮せず一律に6ヶ月ごとを1期として計算し，返金額を減じる被告の規定は，当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。

⑤ 設備費

東京・大阪にしか存せず，全国の受講生が利用することが事実上困難な設備に関する費用を全受講生に平等に負担させていること自体がそもそも問題であるが，中途解約に際し，受講日数に応じて返還することなく，一律に6ヶ月ごとを1期として計算し，返金額を算出する被告の規定は，当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるも

のである。

⑥ 在籍授業料

学習指導およびその他のスクールサービスを受講するための在籍期間の費用であることから、在籍日数に応じて返金額が算出されるべきである。

受講履歴を考慮せず一律に6ヶ月ごとを1期として計算し、返金額を減じる被告の規定は、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものを消費者に負担させるものである。

オ まとめ

上述の通り被告の学則書第21条及び同取扱規程第9条乃至第12条は、消費者契約法9条1号の定める「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が当該条項において設定された解除の事由、時期等を区別に応じ、当該消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」に該当し、一部無効である。

よって、被告は、消費者との間で、受講契約を締結するに際し、被告学則書第21条、取扱規程第9条、同規程第10条、同規程11条、同規程第12条に基づく意思表示を行ってはいらない。

4 よって、原告は被告に対し、

(1) 特定商取引法58条の4第2項2号所定の差止請求権に基づき、被告による別紙契約条項目録記載の学則書第21条及び同取扱規定第9条乃至第12条について、これら各条項を内容とする意思表示の停止及びこれら各条項を記載した契約書用紙の廃棄を、

(2) 消費者契約法12条3項所定の差止請求権に基づき、被告による別紙契約条項目録記載の学則書第21条及び同取扱規定第9条乃至第12条について、これら各条項を内容とする意思表示の停止命令を求め、及びこれら各条項を記載した契約書用紙の廃棄を

いずれも求めるものである。

以上

(別 紙)

契 約 条 項

目 録

1 . ク リ エ イ テ ィ ブ ・ ア ー ト ・ コ ー ス [特 別 専 科]

[美 術 通 信 教 育 講 座 学 則 書] p . 1 0 ~

第 5 章 受 講 期 間 の 無 料 延 長 ・ 退 学 等

第 2 1 条 中 途 退 学 の 申 し 出

1 . や む を 得 な い 事 情 に よ り 受 講 を 継 続 す る こ と が 困 難 と な っ た と き は , そ の 事 由 を 記 載 し た 中 途 退 学 願 (中 途 退 学 時 の 学 費 過 不 足 明 細 申 請 書) (p . 2 1 参 照) を 提 出 し , 中 途 退 学 す る こ と が で き ま す 。

2 . 本 ス ク ー ル で は 中 途 退 学 願 を 受 け て , 退 学 時 学 費 過 不 足 概 算 書 を 送 付 し ま す 。 退 学 の 清 算 金 に つ い て は , 取 扱 規 定 の 第 9 条 , 第 1 0 条 , 第 1 1 条 , 第 1 2 条 に く わ し く 定 め て あ り ま す (p . 1 6 参 照) 。

[学 則 書 取 扱 規 程] (上 記 学 則 書 p 1 4 ~)

第 9 条 中 途 退 学 時 学 費 清 算 金

学 則 書 第 2 1 条 (p . 1 0 参 照) に よ っ て 中 途 退 学 願 を 提 出 し た 者 , ま た は 同 第 2 2 条 (p . 1 0 参 照) に よ っ て 退 学 決 定 と な っ

た者の中途退学時学費清算金は、
入学金、教科書代、教材代、DVD
添削・課題添削期間整理券代、設
備費、在籍授業料（取扱規程第10
条）ならびにアートルーン利息（分
割払手数料）（同第11条）または
分割払事務取扱被（同第12条）の
合計額から、中途退学時までに支
払われた受講料の合計額を差し引
いて算出します。中途退学時学費
清算金は、退学通知書または退学
決定通知書で通知します。

前項の計算の結果、中途退学時
までに納入された金額が不足して
いる場合は、退学後であっても、
その金額を納入しなければなりま
せん。また、中途退学時までに納
入された金額が超過している場合
は、その金額を本スクールから返
金します。

教科書、教材の返却によ
る減免は、一切行いません。

第10条 中途退学時までの在
籍授業料

中途退学時までの課題添削期間
整理券代、設備費および在籍授業

料は，課題提出の有無にかかわらず受講生証発行日から退学願を受理された日（または退学決定日）までの在籍期間について，6ヵ月ごとを1期（6ヵ月未満の期間および各期を超える6ヵ月に満たない期間はこれを1期として計算します）とし，1期について103,950円を乗じて計算します。

第11条 中途退学時までのローン利息

略

第12条 退学時までの分割払事務取扱被

受講料の納入方法として，分割払を選択した者の分割払事務取扱費は，次の算式で計算します。

$$\begin{array}{l}
 \text{取扱規程} \\
 \text{第6条} \\
 \text{の規程に} \\
 \text{よって} \\
 \text{計算され} \\
 \text{た金額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{受講生証発行日から退} \\
 \text{学時までの月数} \\
 \text{(1ヵ月に満たない数} \\
 \text{はこれを1ヵ月とする)} \\
 \text{第6条で取り決めた分} \\
 \text{割払い期間月数}
 \end{array}$$